

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 3

昭和二十三年六月起

○
委員會議事錄(三)

(筆記)

十一

財閥關係役員審査委員會事務局

国立公文書館

分類	持株
排架番号	3 B
	14-13
	④4902

4902

整理番号

氏名 SAEKI Masayoshi
(ローマ字)
現職 伸銅工業会専務理事

氏名 佐伯正芳

法第三條の規定に該当する履歴の大要


就任年月日退任年月日	会社名	地位
<u>17. 2. 10 — 18. 7. 31</u>	<u>(株) 酒内信及合資工業</u>	<u>専務取締役</u>
<u>17. 8. 1 — 19. 12. 9</u>		<u>取締役</u>
<u>(香) 17. 22. 1. 21)</u>		
<u>19. 17 — 19. 9. 9</u>		<u>常務取締役</u>

個人審査申請 年 月 日 (登録番号)

委員会決定 年 月 日 承認 不承認

公職追放該当の有無 (指定22年6月19日) 乗

備考

処理者印 

四百一

計四十七回(六百二十四回)

一 出陣名 大島新五郎を陰に委員八名、子多居長五郎、木村為貞

六葉香

ノ 33/ 一三 浅田 平藏

六月十日 住友源吉

浅田代官 明仁 疎 樋ノト 加里 沈期 道合等

出陣名 大島新五郎 人形等 本 白 住友 源吉 等

長政 外 世 念 取

本 住 友 源 吉

浅田 代官 明仁 疎 樋ノト 加里 沈期 道合等

大坂 堂 平蔵

大坂 住友 源吉

大坂 住友 源吉 同 翻

大坂 住友 源吉 同 翻

大坂 住友 源吉 同 翻

内 閣

日本経済史料 186(十頁)35

裏面白紙

山田 二の五柳の生 七の五にイカ 石の柳の生るる

新島 渡田代存。創業者 代表としての遺徳を記す

2. 339 一四 渡田麟 藏

新島 同右

3. 615 四八五 樋口 貞見

新島 新島 孝吉 主 留佐
新島 孝吉 主 留佐

4. 616 四三三 牧野 龜 治郎

公職進取の志を以て 殊に努力をなした

新島 孝吉 主 留佐
新島 孝吉 主 留佐
新島 孝吉 主 留佐
新島 孝吉 主 留佐

内閣

日本国憲法第 86 条 (1947 年)

裏面白紙

595 三九九 伊豆 廣三

承 氏 東洋モスリンの別荘代表として渡 候と申、茲列せらる

9. 596 四〇〇 船橋 宗

承 氏 令太

10. 597 四一〇 竹田 俊一

山 田 予此別荘代表にあり候に付 山田の諸君の御名を申し渡さる

承 氏 船橋より予此の代表を申し渡さる 船橋に於ては 代表に任じて候に在り候

勝 村 予此の連絡に予此側を遣はす事有らば候に付 預り候に在り候

山 田 予此代表に任じて候に付 山田の諸君の御名を申し渡さる

承 氏 予此の連絡に御名を申し渡さるに在り候に付

山 田 予此は 夢野 四郎

内 閣

裏面白紙

日本国産規格 B6(148x105)

66

11. 598	四二五	小池定雄
12. 609	四四六	田中誠吉 (八五五二三改)
13. 610	四四七	田中誠吉 (八五五二三改)
14. 611	四四八	田中誠吉 (八五五二三改)
15. 612	四四九	田中誠吉 (八五五二三改)
16. 613	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
17. 614	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
18. 615	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
19. 616	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
20. 617	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
21. 618	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
22. 619	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
23. 620	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
24. 621	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
25. 622	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
26. 623	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
27. 624	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
28. 625	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
29. 626	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
30. 627	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
31. 628	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
32. 629	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
33. 630	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
34. 631	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
35. 632	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
36. 633	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
37. 634	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
38. 635	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
39. 636	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
40. 637	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
41. 638	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
42. 639	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
43. 640	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
44. 641	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
45. 642	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
46. 643	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
47. 644	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
48. 645	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
49. 646	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
50. 647	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
51. 648	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
52. 649	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
53. 650	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
54. 651	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
55. 652	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
56. 653	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
57. 654	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
58. 655	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
59. 656	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
60. 657	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
61. 658	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
62. 659	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
63. 660	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
64. 661	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
65. 662	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
66. 663	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
67. 664	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
68. 665	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
69. 666	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
70. 667	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
71. 668	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
72. 669	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
73. 670	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
74. 671	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
75. 672	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
76. 673	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
77. 674	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
78. 675	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
79. 676	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
80. 677	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
81. 678	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
82. 679	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
83. 680	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
84. 681	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
85. 682	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
86. 683	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
87. 684	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
88. 685	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
89. 686	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
90. 687	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
91. 688	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
92. 689	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
93. 690	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
94. 691	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
95. 692	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
96. 693	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
97. 694	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
98. 695	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
99. 696	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)
100. 697	四五〇	田中誠吉 (八五五二三改)

内閣

裏面白紙

日本標準紙 B0 (1 頁行)

6

13. 田三三 著 傳

公職新報 署名 田三三 著 傳
田三三 著 傳 署名 田三三 著 傳

田三三 著 傳 署名 田三三 著 傳

田三三 著 傳 署名 田三三 著 傳

田三三 著 傳 署名 田三三 著 傳

田三三 著 傳 署名 田三三 著 傳

田三三 著 傳 署名 田三三 著 傳

田三三 著 傳 署名 田三三 著 傳

田三三 著 傳 署名 田三三 著 傳

田三三 著 傳 署名 田三三 著 傳

田三三 著 傳 署名 田三三 著 傳

内 閣

裏面白紙

14	604	田一石	草野義一
15	605	田一石	釜井御舟
16	606	田一石	大倉孝雄
17	607	田一石	安田幾久
18	610	田一石	武田秀治

大徳寺の書用紙

内閣

裏面白紙

日本国政府 B6(14157)



徳の宗廟にて
七月末まで留任
四月
五月長

20
626
四二四
茶
一
四九

手紙 大坂より、その裁判例は多い
杉 合 親 爲 佐 治
新 加 州 州 長 の 判 決 代 表 として 湯 佐 治 氏 在 任 中 判 決 あり

21
627
四五五
樽 文 市

山田 君 乃 加 佐 治 氏 乃 山 田 君 乃 加 佐 治 氏 乃 山 田 君 乃 加 佐 治 氏
杉 乃 山 田 君 乃 加 佐 治 氏 乃 山 田 君 乃 加 佐 治 氏

留 傳

内 閣

裏 面 白 紙

西村慈造の再審請求の件

山口 新選組の別荘にあり（在り）は、不承不取の旨、別荘にあり。

西村慈造の再審請求の件、西村慈造の再審請求の件、西村慈造の再審請求の件。

西村慈造の再審請求の件、西村慈造の再審請求の件、西村慈造の再審請求の件。

西村慈造の再審請求の件、西村慈造の再審請求の件、西村慈造の再審請求の件。

西村慈造の再審請求の件、西村慈造の再審請求の件、西村慈造の再審請求の件。

西村慈造の再審請求の件、西村慈造の再審請求の件、西村慈造の再審請求の件。

西村慈造の再審請求の件、西村慈造の再審請求の件、西村慈造の再審請求の件。

西村慈造の再審請求の件、西村慈造の再審請求の件、西村慈造の再審請求の件。

西村慈造の再審請求の件、西村慈造の再審請求の件、西村慈造の再審請求の件。

西村慈造の再審請求の件、西村慈造の再審請求の件、西村慈造の再審請求の件。

西村慈造の再審請求の件、西村慈造の再審請求の件、西村慈造の再審請求の件。

西村慈造の再審請求の件、西村慈造の再審請求の件、西村慈造の再審請求の件。

内閣

裏面白紙

首書

初四十八回 (六月とあり)

一、出席者 千賀大島、松林、妻原、長崎、多田、山本

二、著書 本誌

一、 四三四 湯浅 依一

粉 湯浅と左衛門高松、湯浅池の出来、茶、湯浅

山田 湯浅池の出来、湯浅池の出来、湯浅池の出来

平島 湯浅池の出来、湯浅池の出来、湯浅池の出来

杉 湯浅池の出来、湯浅池の出来、湯浅池の出来

山田 湯浅池の出来、湯浅池の出来、湯浅池の出来

手紙 湯浅池の出来、湯浅池の出来、湯浅池の出来

〇 湯浅池の出来、湯浅池の出来、湯浅池の出来

又 湯浅池の出来、湯浅池の出来、湯浅池の出来

3 湯浅池の出来、湯浅池の出来、湯浅池の出来

内閣

日本国憲法第 66 条 (1) 項 (行政)

裏面白紙

4	620	四三六	二架四	実	〇合右	承取
5	621	四三八	湯本	良世	〇合右	承取
6	622	四三九	石見	文三	〇合右	承取
7	623	四四〇	滝見	知久	〇合右	承取
8	624	四四一	田子	止次	〇合右	承取
9	630	四九五	富成	昌吉	〇合右	承取

① 承取、九月末まで留取
 ② 湯本良世の尊号、取理止、他合道、任者なく、合人を以て
 代へ難いもの、陽ありし。

内閣

裏面白紙

10	587	八三三	山加賀源三	山田 同題は八三三の二行	平名 大日本入道系統七日本統系の地信証大したる事なり	巻 日皇御記雜多の事見ゆめし	少白 日皇御記系果におくすもやんし	初白 日皇御記雜多の事見ゆめし	判之(圓)雜多	抄 新は月抄の事見ゆめし	平名 新は月抄の事見ゆめし	日 大日本人選肥前出見	11	588	八三六	案 西 漢	現在日皇御記の事見ゆめし
----	-----	-----	-------	--------------	----------------------------	----------------	-------------------	-----------------	---------	--------------	---------------	-------------	----	-----	-----	-------	--------------

内 閣

裏面白紙

○ 新法 大日本人選肥科出 身考したる 工部省にて 技術部にて 考案
（註）

12. 589 八七二 米松 鳳 平 新法

一 舊法 國語 考 証明 (註)

13. 590 八七一 中島 折 治 新法

14. 591 八七〇 平川 善 藏 留保

出 田 平川氏は外郎身小遣に相承し、
一七〇一年に油屋 兼 紳士 あり、
一七〇一年に平川 善 藏 氏 あり、
二〇、三、日本酒能入

平川氏は、
平川 善 藏 氏 あり、

油 屋 氏 あり、
油 屋 氏 あり、
油 屋 氏 あり、

大 向 氏 あり、
大 向 氏 あり、
大 向 氏 あり、

大 向 氏 あり、
大 向 氏 あり、
大 向 氏 あり、

の 是 分 あり、

内 閣

裏 面 白 紙

是江、田日産、高味、？出、高、日本、田、高味、？出、高、田、

陽、高、田、高味、？出、高、田、

山、田、高味、？出、高、田、

高、田、高味、？出、高、田、

(米松高平)

陽、高、田、高味、？出、高、田、

高、田、高味、？出、高、田、

山、田、高味、？出、高、田、

高、田、高味、？出、高、田、

山、田、高味、？出、高、田、

山、田、高味、？出、高、田、

山、田、高味、？出、高、田、

(山島新田)

山、田、高味、？出、高、田、

左内

關

裏面白紙

(平川意城)

家系記に於ては、他内閣

15. 603 田一三 澤田 吉太郎

日本由緒書に於ては、澤田の事

承経 物語に於ては、澤田の事

16. 602 田二 山 太郎

承経 全 左

17. 604 田一〇 大橋 吉久三

移 下項の藤原系に於ては、承経の事

少田 承経の事

18. 605 牧野 吉久三 佐々木 経朝

八但し石二海系科、其の他系族合記に於ては、洞系一と云く内

閣

日本国事長巻 B6 (1 面行)

裏面白紙

しんり

内 閣

18. 6.00 四六九 松尾政之
 於 深田(令) 秋田 松尾政之
 秋田 秋田(令) 秋田(令) 秋田(令) 秋田(令)

19. 5.99 四〇八 黒部真雄
 秋田 秋田(令) 秋田(令) 秋田(令) 秋田(令)

秋田 秋田(令) 秋田(令) 秋田(令) 秋田(令)

秋田 秋田(令) 秋田(令) 秋田(令) 秋田(令)

秋田 秋田(令) 秋田(令) 秋田(令) 秋田(令)

裏面白紙



平定 日産一ノ千五百ノ程ニ至リ日産時同形故ニ其ノ多ク
山口 形似多ク維持ノ意ヲ示シテ
ト ヲウシテ一人ノ名ヲ示シテ一ノ名ニ至リテも別ニ體内ニ至リ
平定 平定ノ山ニ非ズルカニ無難ニ辨ルベシ
山口 同様に上改カ下雖カ

平定 上は山頂ニ至リ 下は谷底ニ至リ
山口 二ノ山頂ニ至リテハ

平定 上ノ山頂ニ至リ 下ノ谷底ニ至リ
山口 日本領ノ多ク 同様に多ク 地方ノ別ニ至リ

平定 上ノ山頂ニ至リ 下ノ谷底ニ至リ
山口 上ノ山頂ニ至リ 下ノ谷底ニ至リ

平定 上ノ山頂ニ至リ 下ノ谷底ニ至リ
山口 上ノ山頂ニ至リ 下ノ谷底ニ至リ

平定 上ノ山頂ニ至リ 下ノ谷底ニ至リ
山口 上ノ山頂ニ至リ 下ノ谷底ニ至リ

平定 上ノ山頂ニ至リ 下ノ谷底ニ至リ
山口 上ノ山頂ニ至リ 下ノ谷底ニ至リ

内閣

裏面白紙

高老 之り帯合 とも四 次より めエイトは 等しい

山田 及下は 雑然なるを 能くみよれば 長かたの在り 同様に ちよらぬ

徳島 小倉 衣 堂の 後 以て 禁んく 以て 堂より 也 今 名目 能く ちよらぬ

知れぬ

手紙 之を 口降の 量 段 在 同 法 留 わ する

彦吉 有能 存 今 故 何 かく 多 難を 著 在 在 ちよらぬ

A の 取 係 を 打 断 不 取 持 か ちよらぬ

手紙 是 概 却 在 心 何 故 へ 在 其 何 なる

山田 今 亦 取 留 なる 後 就 従 へ 何 等の 誰 が 申 渡

山田 是 概 却 在 心 何 故 へ 在 其 何 なる

山田 今 亦 取 留 なる 後 就 従 へ 何 等の 誰 が 申 渡

山田 是 概 却 在 心 何 故 へ 在 其 何 なる

山田 今 亦 取 留 なる 後 就 従 へ 何 等の 誰 が 申 渡

山田 是 概 却 在 心 何 故 へ 在 其 何 なる

内閣

裏面白紙

<p>三月五日 野人にてやせりて、日暮に於て、常盤城野原に一人にあり <small>之世にのみあり</small></p>	<p>年六 塾を修め、其後、三河に在りて、云々、其の口は、 山田 名を以て、少教者の多敷、念書、此を以て、辨、才子の、か、 <small>目録、世なり</small></p>	<p>年六 塾を修め、其後、三河に在りて、云々、其の口は、 山田 名を以て、少教者の多敷、念書、此を以て、辨、才子の、か、 <small>目録、世なり</small></p>	<p>年六 塾を修め、其後、三河に在りて、云々、其の口は、 山田 名を以て、少教者の多敷、念書、此を以て、辨、才子の、か、 <small>目録、世なり</small></p>	<p>年六 塾を修め、其後、三河に在りて、云々、其の口は、 山田 名を以て、少教者の多敷、念書、此を以て、辨、才子の、か、 <small>目録、世なり</small></p>	<p>年六 塾を修め、其後、三河に在りて、云々、其の口は、 山田 名を以て、少教者の多敷、念書、此を以て、辨、才子の、か、 <small>目録、世なり</small></p>	<p>年六 塾を修め、其後、三河に在りて、云々、其の口は、 山田 名を以て、少教者の多敷、念書、此を以て、辨、才子の、か、 <small>目録、世なり</small></p>	<p>年六 塾を修め、其後、三河に在りて、云々、其の口は、 山田 名を以て、少教者の多敷、念書、此を以て、辨、才子の、か、 <small>目録、世なり</small></p>	<p>年六 塾を修め、其後、三河に在りて、云々、其の口は、 山田 名を以て、少教者の多敷、念書、此を以て、辨、才子の、か、 <small>目録、世なり</small></p>	<p>年六 塾を修め、其後、三河に在りて、云々、其の口は、 山田 名を以て、少教者の多敷、念書、此を以て、辨、才子の、か、 <small>目録、世なり</small></p>
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

書院の整理と余人の口代一冊
 川の七、海にゆき

内 閣

裏面白紙

日本標準尺 B6 (14x17)

21

627

田二五 権恒文市

日本郵船株式會社 船主 権恒文市
知日の子孫に對して 船主の地位を繼承せしむる
事 船主の地位を繼承せしむる 船主の地位を繼承せしむる

22

631

田二五 中島進

船主の地位を繼承せしむる 船主の地位を繼承せしむる
船主の地位を繼承せしむる 船主の地位を繼承せしむる

山田

三井物産株式會社

船主の地位を繼承せしむる 船主の地位を繼承せしむる
船主の地位を繼承せしむる 船主の地位を繼承せしむる

船主

船主

船主の地位を繼承せしむる 船主の地位を繼承せしむる
船主の地位を繼承せしむる 船主の地位を繼承せしむる

三井物産株式會社の地位を繼承せしむる

内閣

裏面白紙

23 632 田三八 松崎 海力

山田 代名 取締役の代名は、一ニニニ 社長 吉 輔 厚
大宮 重洋院殿は、代名は、取締役を、赤松色は、
代名 重洋院殿の代名は、取締役として、平作 平作 代名

山田 代名 取締役の代名は、一ニニニ 社長 吉 輔 厚
大宮 重洋院殿は、代名は、取締役を、赤松色は、
代名 重洋院殿の代名は、取締役として、平作 平作 代名

24 633 田三八 中野 正 確 (留保)

山田 代名 取締役の代名は、一ニニニ 社長 吉 輔 厚
大宮 重洋院殿は、代名は、取締役を、赤松色は、
代名 重洋院殿の代名は、取締役として、平作 平作 代名

山田 代名 取締役の代名は、一ニニニ 社長 吉 輔 厚
大宮 重洋院殿は、代名は、取締役を、赤松色は、
代名 重洋院殿の代名は、取締役として、平作 平作 代名

山田 代名 取締役の代名は、一ニニニ 社長 吉 輔 厚
大宮 重洋院殿は、代名は、取締役を、赤松色は、
代名 重洋院殿の代名は、取締役として、平作 平作 代名

山田 代名 取締役の代名は、一ニニニ 社長 吉 輔 厚
大宮 重洋院殿は、代名は、取締役を、赤松色は、
代名 重洋院殿の代名は、取締役として、平作 平作 代名

内 閣

裏面白紙

外記の事

此の如く、
少くも、
此の如く、

此の如く、
少くも、
此の如く、

内記の事

内
閣

裏面白紙

沖四十九回(六月二十一日)

一 出席者 大島委員を除く委員八名、理事局長及び委員

六 議 查

1. 634 四回 新 木 小 築

山田 在野中何故退 候と云ふか

敬告 筆勢 取負 云々 候と云ふ

杉 大 作 云々

新 法 三井物産及び本社の人子統制廃止後 然候し 然物に云々

2. 635 上 七 袖 山 喜 久 雄

新 法 全 右

3. 636 三 五 八 原 義 雄

新 法 三井物産及び本社の人子統制廃止後 然候し 然物に云々

新 法 三井物産及び本社の人子統制廃止後 然候し 然物に云々

内 閣

裏面白紙

4. 637. 田 田 三 種 村 功 太 新

大正十一年 東京大倉町 新種 栽培 化 育 供 出 量 甚 多 上 述 諸 君 均 曾 試 験 栽培 結果 頗 佳 故 特 採 集 之 茲 將 其 栽培 法 記 述 於 下
普通 栽培 法 在 上 述 諸 君 之 栽培 法 中 三 種 均 係 採 集 於 同 地 區 故 其 栽培 法 亦 同 茲 將 其 栽培 法 記 述 於 下
今 尚 未 有 栽培 法 也

高 度 日 本 也 在 上 述 諸 君 之 栽培 法 中 一 種 係 採 集 於 同 地 區 故 其 栽培 法 亦 同 茲 將 其 栽培 法 記 述 於 下
栽培 法 亦 然 在 上 述 諸 君 之 栽培 法 中 一 種 係 採 集 於 同 地 區 故 其 栽培 法 亦 同 茲 將 其 栽培 法 記 述 於 下

栽培 法 A 係 採 集 於 同 地 區 故 其 栽培 法 亦 同 茲 將 其 栽培 法 記 述 於 下
新 種 栽培 法 亦 然 在 上 述 諸 君 之 栽培 法 中 一 種 係 採 集 於 同 地 區 故 其 栽培 法 亦 同 茲 將 其 栽培 法 記 述 於 下

5. 638. 田 田 四 種 木 宇 吉 氏

栽培 法 A 係 採 集 於 同 地 區 故 其 栽培 法 亦 同 茲 將 其 栽培 法 記 述 於 下

栽培 法 亦 然 在 上 述 諸 君 之 栽培 法 中 一 種 係 採 集 於 同 地 區 故 其 栽培 法 亦 同 茲 將 其 栽培 法 記 述 於 下

内 一 陽

裏 面 白 紙

孝徳	一丸の古手初徳にかりて一人の心さうう
時子	物さるに十年の心さううにかりて一人の心さうう
初良	子と性性流にかりて一人の心さうう
山江	留故に一人の心さううにかりて一人の心さうう
泉	泉流にかりて一人の心さうう
不礼	不礼流にかりて一人の心さうう
639	田田流にかりて一人の心さうう
642	田田流にかりて一人の心さうう
新	新流にかりて一人の心さうう

内閣

裏面白紙

8. 641 五月 前川 清 (八条二復)	山田 九月 赤切	五位 後御方より今久しおは	五位 十一年末	念日 他方後御方より	新選 二十一年十月末	唯下の後御方より余人を以て代へ難いものと認められた。	9. 633 四月 中野 秀 雄	常陸陽行就記調査	支那事記の権方	報告したる。	山田 本人のバタビ由は	入部	入部	長尾 殿より
-----------------------	----------	---------------	---------	------------	------------	----------------------------	------------------	----------	---------	--------	-------------	----	----	--------

日本書紀卷第廿五(十四行)

裏面白紙

10
673 第63 林甚之丞

勅將各産賣候者切有る

日下 綱目録
日下 綱目録 第壹卷 兵部 地三取の合併 御用 御用 御用
第貳卷 兵部 地三取の合併 御用 御用 御用
第参卷 兵部 地三取の合併 御用 御用 御用

日下 綱目録
日下 綱目録 第壹卷 兵部 地三取の合併 御用 御用 御用
第貳卷 兵部 地三取の合併 御用 御用 御用
第参卷 兵部 地三取の合併 御用 御用 御用

日下 綱目録
日下 綱目録 第壹卷 兵部 地三取の合併 御用 御用 御用
第貳卷 兵部 地三取の合併 御用 御用 御用
第参卷 兵部 地三取の合併 御用 御用 御用

日下 綱目録
日下 綱目録 第壹卷 兵部 地三取の合併 御用 御用 御用
第貳卷 兵部 地三取の合併 御用 御用 御用
第参卷 兵部 地三取の合併 御用 御用 御用

日下 綱目録
日下 綱目録 第壹卷 兵部 地三取の合併 御用 御用 御用
第貳卷 兵部 地三取の合併 御用 御用 御用
第参卷 兵部 地三取の合併 御用 御用 御用

日下 綱目録
日下 綱目録 第壹卷 兵部 地三取の合併 御用 御用 御用
第貳卷 兵部 地三取の合併 御用 御用 御用
第参卷 兵部 地三取の合併 御用 御用 御用

内閣

日本書紀卷第百九(十四行部)

裏面白紙

<p>向也、同類の如く、人の心を固く、その後、 昭行、大島、身、 山、証、 手、 杉、 山、 留、 山、 新、</p>	<p>大島、身、 証、 手、 杉、 山、 留、 山、 新、</p>	<p>大島、身、 証、 手、 杉、 山、 留、 山、 新、</p>	<p>大島、身、 証、 手、 杉、 山、 留、 山、 新、</p>	<p>大島、身、 証、 手、 杉、 山、 留、 山、 新、</p>	<p>大島、身、 証、 手、 杉、 山、 留、 山、 新、</p>
---	--	--	--	--	--

内 附

裏面白紙

12、 675 白〇回 渡邊、博史 新法 龍作、 渡邊、博史 人子、 龍作、 龍作、 龍作、		13、 676 白〇五 木林 義男	14、 677 白〇六 杉井、貞雄	新法 金丸					
---	--	----------------------------	----------------------------	----------	--	--	--	--	--

内
開

裏
面
白
紙

加村悠造

一〇九

C.C.S.の呼出しに初(百)台表出致し、
 白り登る所の伝東新鶴の被。七時甲午(午)も
 初(百)出。加村の呼出しの初(百)も。米芝居
 と。米芝居の初(百)は有力者が。通致され
 がパスし、傳つた。初(百)は。向ふ
 有林。加村の呼出し。久人。加村の呼出し。加村の呼出し
 午後。つ。エ。又。加村の呼出し。加村の呼出し
 人。加村の呼出し。S.C.A.P.の呼出し。加村の呼出し
 加村の呼出し。加村の呼出し。加村の呼出し
 加村の呼出し。加村の呼出し。加村の呼出し
 加村の呼出し。加村の呼出し。加村の呼出し
 加村の呼出し。加村の呼出し。加村の呼出し
 加村の呼出し。加村の呼出し。加村の呼出し
 加村の呼出し。加村の呼出し。加村の呼出し
 加村の呼出し。加村の呼出し。加村の呼出し
 加村の呼出し。加村の呼出し。加村の呼出し
 加村の呼出し。加村の呼出し。加村の呼出し
 加村の呼出し。加村の呼出し。加村の呼出し

内 閣

裏面白紙

目を遠く見か、如神の格、予を理ゆは、判るる心、
矢、能事として、白善、申渡、才子、を、よ、し、評、た、り、

一、予、不、理、

二、能、事、を、よ、し、

三、不、理、

の、何、れ、

内

開

日本国定紙様 B3 (十段目録)

裏面白紙

和紙計四

(六月二十二日)

一 出序者

年家、大島、増村、三島、之隆、多良、七名

二 出序者

八、五〇 平川 善藏

与三、夏、種村、久、知、元、子、技、術、者、の、身、子、

事、分、後、口、大、日、本、人、選、肥、科、の、身、子、

手、分、589、東、松、文、仁、以、少、し、名、期、の、差、差、了、り、の、身、子、

少、由、日、本、油、貯、蓄、と、為、り、の、身、子、
其、の、身、子、の、身、子、の、身、子、の、身、子、
技、術、者、と、自、り、の、身、子、の、身、子、

少、由、日、本、油、貯、蓄、と、為、り、の、身、子、
其、の、身、子、の、身、子、の、身、子、の、身、子、

上、白、智、決、し、る、身、子、

智、決、技、術、者、は、自、合、の、化、身、子、
而、白、け、水、は、心、の、身、子、
心、の、身、子、の、身、子、の、身、子、

智、決、七、智、七、智、七、智

智、決、技、術、者、を、買、ひ、し、選、
依、此、水、作、
技、術、者、の、身、子、
金、一、百、

内

圖

日本書紀卷第85(十段)

裏面白紙

2. 678 四六八 中村為朝

中倉判之綱は米薪花紙の味筋下に示した。

是は、常多の編纂に示したの如く、中倉判之綱は、浅野八郎の記述

とあり、常多は、中倉判之綱に示したの如く、中倉判之綱に示したの如く、

中倉判之綱は、中倉判之綱に示したの如く、中倉判之綱に示したの如く、

中倉判之綱は、中倉判之綱に示したの如く、中倉判之綱に示したの如く、

中倉判之綱は、中倉判之綱に示したの如く、中倉判之綱に示したの如く、

中倉判之綱は、中倉判之綱に示したの如く、中倉判之綱に示したの如く、

中倉判之綱は、中倉判之綱に示したの如く、中倉判之綱に示したの如く、

中倉判之綱は、中倉判之綱に示したの如く、中倉判之綱に示したの如く、

中倉判之綱は、中倉判之綱に示したの如く、中倉判之綱に示したの如く、

内 閣

裏面白紙

少頃	軍の兵力に及び不加工の如き
大分	警備隊に本記中食入出陣時は本高ルなり、法令は本高ル同院 考然も、本人は少高ルなり、本高ル一切出陣した。本高ル本止他隊より 本高ル考然も、本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル 本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル
杉	本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル 本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル
少頃	本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル 本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル
平表	同院に在り、一隊連合本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル 本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル
本高ル	本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル 本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル
杉	本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル 本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル
本高ル	本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル 本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル
本高ル	本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル 本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル
本高ル	本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル 本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル
本高ル	本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル 本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル
本高ル	本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル 本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル本高ル

内閣

裏面白紙

38

3の2

平記
渡録 皇正徳全
此録は中世の據を治して多所か二つあり

少
日本水産の取説者として京都府の今二平則も此の記

大書等々ありあり 彼頁全の出席したかた 証據の提出を要する。

2. 何故出席しなかつたか
(海淵堂)

平記
才平召 且此録の在後日 亂かきり 不利 録断 あり

内
聞

日本国史記第 15 (十四行目)

裏面白紙

38

4

<p>3、 679 田八九 庵 原 嘉一</p> <p>寄位 澁田重正等は、中倉製鋼七、其存り以下、以令し、 大質 陸軍省に奉るは、田原製鋼二五〇、中倉製鋼二五〇、 五〇〇万、湯野製鋼合併、一六、三、 五〇〇万、中倉製鋼七、合併、 小倉製鋼七、然、 移 移附者、 新設、</p>	<p>4、 680 田九〇 土田 嘉一 田 郎</p> <p>新設、</p>	<p>5、 681 田九一 吉村 有造</p> <p>山田 入社後、 初め、 小倉製鋼、</p>
---	--	--

内 閣

裏面白紙

新 記 右	6. 682 田九二 井生茂三郎	新 記 右	久 683 田八六 津川雄介	杉 新 記 右 新 記 右 新 記 右	8. 695 五一三 吉川治一郎	山 田 新 記 右 新 記 右 新 記 右	新 記 右 新 記 右 新 記 右
-------------	---------------------------	-------------	-------------------------	--	---------------------------	---	---

内
閣

裏
面
白
紙

日本国標準規格 B6 (148x210)

6

10.	697	五(四)	孝成正書
11.	698	五(四)	武成雄三
12.	699	五(四)	武成雄三
13.	700	五(四)	武成雄三
14.	701	五(四)	武成雄三
15.	702	五(四)	武成雄三
16.	703	五(四)	武成雄三
17.	704	五(四)	武成雄三
18.	705	五(四)	武成雄三
19.	706	五(四)	武成雄三
20.	707	五(四)	武成雄三
21.	708	五(四)	武成雄三
22.	709	五(四)	武成雄三
23.	710	五(四)	武成雄三
24.	711	五(四)	武成雄三
25.	712	五(四)	武成雄三
26.	713	五(四)	武成雄三
27.	714	五(四)	武成雄三
28.	715	五(四)	武成雄三
29.	716	五(四)	武成雄三
30.	717	五(四)	武成雄三

内閣

日本書紀B6(1474)

裏面白紙

小判土了。本を子加 銀兩の已方と得る。 湯治 花佐州守が 鐘が。 財閥及子と任 爲め。 承る。

12、699、五、一、六、三、免、卷、三、部。

山、中、清、現、世、は、何、人、の、子、腹、に、一、子、を、得、か、い、し、

鳴、呼、當、院、が、七、部、多、り、
(中、山、米、松、は、八、部、量、量、後)

手、云、翁、紅、冬、叙、の、説、は、又、傍、に、
(翁、紅、冬、叙、へ、り、就、終、子、性、能、用、)
合、計、一、五、百、石、の、口、集、会、と、同、様、

手、云、龍、在、り、翁、在、り、と、記、留、傳、後、傳、等、は、名、古、屋、製、作、所、在、

大、宮、
手、云、龍、在、り、翁、在、り、と、記、留、傳、後、傳、等、は、名、古、屋、製、作、所、在、
手、云、龍、在、り、翁、在、り、と、記、留、傳、後、傳、等、は、名、古、屋、製、作、所、在、

内、附、

裏面白紙

<p>山内 この後カ列と不和はバズルも中流隈由と今初めは湯めりわりのたまりが 何か突伸能てしりてとまらぬ 此の 陽は 曇り多しか旺同合能たぬカ列と不和は湯めりわりのたまりが 新地 就任す能あか氣多り突伸と 旺同後百とそは湯めりわりのたまりが</p>	<p>13. 700 五二、由井 敷</p>	<p>為大身同部、幸、</p>	<p>山内 多々との後合とバズ</p>	<p>新地 合大</p>
--	------------------------	-----------------	---------------------	--------------

内 陽

裏面白紙

日本橋本町三丁目

9.

14
628
田ノ三
菅川
博

中央公報 2の理由

一、市生、事多の事か 経歴 計理人 口 経歴 計理人 口 経歴 計理人 口

二、市生、事多の事か 経歴 計理人 口 経歴 計理人 口 経歴 計理人 口

勸業協会 九月四日 田ノ三

経歴 計理人 九月四日

経歴 計理人 九月四日 田ノ三

経歴 計理人 九月四日 田ノ三

経歴 計理人 九月四日 田ノ三

経歴 計理人 九月四日 田ノ三

経歴 計理人 九月四日 田ノ三

経歴 計理人 九月四日 田ノ三

経歴 計理人 九月四日 田ノ三

経歴 計理人 九月四日 田ノ三

経歴 計理人 九月四日 田ノ三

経歴 計理人 九月四日 田ノ三

内閣

日本製紙株式会社 (十四番線)

裏面白紙

杉 三つ人の情し人の切さる
 申 傍役は理人番番多御序役も在人を登つる
 山 朝吹久は新 御方奉仕者の際より何れも後かいつくすもの
 申 申すにはあるか
 杉 朝吹久は三銃に不共は 三州番も在る長官大衆の身代り
 手 朝吹久は従事者多に依る事なき
 山 徳政も御政者として朝吹久は 撰くときは中 御老の事御方
 申 申すにはあるか
 杉 御役人番多番番 御序役 御役人番多番番 御序役 御役人番多番番
 杉 三州御制は多番番 御序役 御役人番多番番 御序役 御役人番多番番
 杉 御序役と御老の御序役 御序役 御役人番多番番 御序役 御役人番多番番
 杉 御序役と御老の御序役 御序役 御役人番多番番 御序役 御役人番多番番

御序役 御役人番多番番 御序役 御役人番多番番 御序役 御役人番多番番
 御序役 御役人番多番番 御序役 御役人番多番番 御序役 御役人番多番番
 御序役 御役人番多番番 御序役 御役人番多番番 御序役 御役人番多番番
 御序役 御役人番多番番 御序役 御役人番多番番 御序役 御役人番多番番

裏面白紙

49

14

18.

1701

五〇

川金菊平

一、此様はあり、其様を考へて、唯一の代表館長役のあり。

一、此様はあり、其様を考へて、唯一の代表館長役のあり。

為請命、後考、現上、今、人、の、代、へ、類、の、人、

乙、函、の、事、

内

閣

日本標準規格 B5 (十行目録)

裏面白紙

49

4

4	113	田九九	八木憲一	山口 教授考のふり
5	114	田九七	松本 昭三	山口、常野田、新佐野、他の常野田は 折 松本昭三 新佐野 松本昭三
6	112	田九六	吉村 清 治 (留保)	山口、常野田、新佐野、他の常野田は 折 松本昭三 新佐野 松本昭三

内閣

裏面白紙

日本標準規格 B5 (十四行罫)

紙は北に

一平の口上の文は日録より、新法を記した、本人は一平と稱するが、歴代書

に記すに、此の口上の文は、

（後醍醐天皇の御代、一平の口上の文は、）

高橋 人の口上の文は、

（一平の口上の文は、）

（一平の口上の文は、）

（一平の口上の文は、）

（一平の口上の文は、）

（一平の口上の文は、）

（一平の口上の文は、）

（一平の口上の文は、）

（一平の口上の文は、）

（一平の口上の文は、）

（一平の口上の文は、）

（一平の口上の文は、）

裏面白紙

7.	649	五〇〇	新林 第一
8.	645	五〇一	新林 第二
9.	646	五〇二	新林 第三
10.	647	五〇三	新林 第四

内閣

裏面白紙

日本標準規格 B5 (十四行罫)

9.

14	650	田七右	金子	武通君
15	652	田七右	野村	盛常市
16	653	田七右	田島	久作
17	654	田七右	中山	藤
18	655	田七右	原	徳楼

新法
 全在
 技術者として年功より優る
 故に小在
 給所内にて
 開た

新法
 火金
 当該会社と三井物産との関係
 新法
 田七右
 野村
 盛常市
 田島
 久作
 藤
 原
 徳楼

裏面白紙

19	656	田七八 羽結 楊柳
20	657	田七九 香 夢 貞 藏
21	658	田八〇 神 志 英 三
22	692	田八〇 石 林 友 之 進
23	693	田八一 山 崎 忠 之 禎

内 閣

日本標準規格 B5 (十行行罫)

裏 面 白 紙

24	694	田七二 以立井 康一
25	686	五〇六 廿五 沼 高力
26	687	田北四 印東 善二
27	688	田五 中沢 宗一
28	687	田八二 池田 謙藏

承取 三井物産株式會社 代表取締役 佐々木 謙一
 承取 三井物産株式會社 代表取締役 佐々木 謙一
 承取 三井物産株式會社 代表取締役 佐々木 謙一
 承取 三井物産株式會社 代表取締役 佐々木 謙一
 承取 三井物産株式會社 代表取締役 佐々木 謙一

内 閣

裏面白紙

61

<p>29. 690 日八分 後進車 新</p>	<p>30. 691 日八分 荒木太郎 新</p>	<p>① 三耀 既開及心本 秋の解 作夜 任 林 短物 あり。</p>	<p>31. 703 五二七 葉 神多一 八二二 前知子の三七%製造、唯一の心者 相作後、高工者 紙 裁 局 意の 承認 七月 本 事 心 留 任</p>	<p>当 務 会 秋 の 向 建 務 滞 上 余 人 を 呼 ぶ 以 一 報 け ち 海 あり 終 。</p>	<p>32. 704 五二八 増井 淳 新 十二月 末 まで</p>	<p>今 本</p>
--	---	-------------------------------------	---	---	---	------------

内 閣

裏面白紙

日本標準規格 B5 (十四行罫)

才五十二回（五月二十九日）

出席者

二葉書一

人 705 五二九 植木 憲 吉 (八巻四段) 留係

此は函敷の福平は蓋印のなかり、實際に清原に入らざる。

山田 正次清原に入らざるの由、清原人としての留係は、海軍に在りしなり。

此はなりか、八巻八段の留係は、清原福平を以て、四段の留係

されたり。

山田 出陣して居り。

三 合戦は、二回のみ、清原に在りしなり。四段の留係は、出陣して居りしなり。

上田 其の留係は、清原に在りしなり。清原人としての留係は、海軍に在りしなり。

山田 清原人としての留係は、清原に在りしなり。清原人としての留係は、海軍に在りしなり。

山田 留係は、清原に在りしなり。清原人としての留係は、海軍に在りしなり。

山田 留係は、清原に在りしなり。清原人としての留係は、海軍に在りしなり。

山田 留係は、清原に在りしなり。清原人としての留係は、海軍に在りしなり。

日本標準規格 B5(14行算)

裏面白紙

高橋 敬之は其のいなり・条件をへりて利之を了るを故つから八三二也
 し清年に入へりて因徳也へりて
 物を流へりて清年運移へりて此れ作りての事也を考得て
 し之れを助成すに是は因徳也を後考と伴ふに流しぬる事
 少也 而し精細なりと人々有る事也、をわきまに清年流すべからん
 とうしき事か、
 上白 意知かり云へは徳に多美上清年中より、之れを飛揚しし事か
 づばぬ
 於、 とうふつかいし事へは、事なり清年と名へし事か
 中白 ① 徳のい上白、 福のい上白、 祈をかしし事か、 とうしき事
 又月や名、 事ハ相限り事か、
 大分、 大分名は二月に起るし、 4日Qを花出しし事か、
 ② 印調子

内
閣

日本標準規格 B5 (十四行算)

裏面白紙

6A
3.9/

0

2. 706 五二二 小島嘉兵衛	多住 宿屋家各々 （播磨代表としての選任）	大向四郎大	3. 727 五三一 田畑 然	4. 718 一四四 田村 駒次郎	、安西彦即の概 （同族）の女婿 （同族長弟姉の甥）	山田 別 別家外	鳴村 自記	高橋 同族
------------------------	-----------------------------	-------	-----------------------	-------------------------	---------------------------------	-------------	----------	----------

内閣

裏面白紙

日本標準規格 B5 (十四行算)

64

65
3の2

0

同族又或は其の縁故者の中産階級に在りては、此等も七等と略す也。和相國に
 六条判官は任七等を参酌すべし。其の旨を會する由にて、所定へさす。和相
 論議あり。

高陸、法任人の干渉の難地をいふ事あり。

昭行、常田先い副社長(高陸)と縁故者と念じ、一本とある。

尚、此傳書然、譯者か一本あり。

不承法、代表役員として、
 衣領物(か)長く且つ、
 安田財團の縁故者あり。

5月 7/19 一四五 佐治八郎

高陸、昭行の縁故者たる大澤レオンへ入り、邊に依る。在り。

昭行、被令、大澤レオンに代表として、法に依る。在り。

内閣

裏面白紙

日本標準規格 B5 (十四行罫)

65

660	四五三	酒部 甚多 彰
661	四五三	酒部 甚多 彰
662	四五五	後部 一 藏
663	四五五	後部 一 藏
664	四五七	永部 松 之 輔
665	四五八	津部 勤
666	四五九	津部 勤

内閣

裏面白紙

日本標準規格 B5 (十四行罫)

10 666	田五九	飯田正英
11 668	田六一	海東如進
12 669	田六二	久留島通彦
13 671	田六四	坂瀬忠忠

内閣

裏面白紙

日本標準規格 B5 (十行打穿)

7

715	立花 好孝	1650年 立花宗茂の次男。豊前守。1657年 豊前守。1672年 豊前守。1681年 豊前守。1688年 豊前守。1694年 豊前守。1701年 豊前守。1708年 豊前守。1715年 豊前守。1722年 豊前守。1729年 豊前守。1736年 豊前守。1743年 豊前守。1750年 豊前守。1757年 豊前守。1764年 豊前守。1771年 豊前守。1778年 豊前守。1785年 豊前守。1792年 豊前守。1799年 豊前守。1806年 豊前守。1813年 豊前守。1820年 豊前守。1827年 豊前守。1834年 豊前守。1841年 豊前守。1848年 豊前守。1855年 豊前守。1862年 豊前守。1869年 豊前守。1876年 豊前守。1883年 豊前守。1890年 豊前守。1897年 豊前守。1904年 豊前守。1911年 豊前守。1918年 豊前守。1925年 豊前守。1932年 豊前守。1939年 豊前守。1946年 豊前守。1953年 豊前守。1960年 豊前守。1967年 豊前守。1974年 豊前守。1981年 豊前守。1988年 豊前守。1995年 豊前守。2002年 豊前守。2009年 豊前守。2016年 豊前守。2023年 豊前守。
716	菅谷 重平	1650年 菅谷重平の次男。豊前守。1657年 豊前守。1672年 豊前守。1681年 豊前守。1688年 豊前守。1694年 豊前守。1701年 豊前守。1708年 豊前守。1715年 豊前守。1722年 豊前守。1729年 豊前守。1736年 豊前守。1743年 豊前守。1750年 豊前守。1757年 豊前守。1764年 豊前守。1771年 豊前守。1778年 豊前守。1785年 豊前守。1792年 豊前守。1799年 豊前守。1806年 豊前守。1813年 豊前守。1820年 豊前守。1827年 豊前守。1834年 豊前守。1841年 豊前守。1848年 豊前守。1855年 豊前守。1862年 豊前守。1869年 豊前守。1876年 豊前守。1883年 豊前守。1890年 豊前守。1897年 豊前守。1904年 豊前守。1911年 豊前守。1918年 豊前守。1925年 豊前守。1932年 豊前守。1939年 豊前守。1946年 豊前守。1953年 豊前守。1960年 豊前守。1967年 豊前守。1974年 豊前守。1981年 豊前守。1988年 豊前守。1995年 豊前守。2002年 豊前守。2009年 豊前守。2016年 豊前守。2023年 豊前守。

計十八社、何十七社、存及、其数多し

内 閣

Handwritten numbers and calculations on a document page, including:

25
125
5

60
125
500
500
500

78

陽村	入部不備村におり
茂山	割く切小なふ(少和土?和?とる) 振合小の同題を多し、
村田	皇法具人(少) 諸多子てあうら、
新	山部文(少) 同題
山部	皇部文(少) 同題
新	段目日本目的あり、段目信仁(少) 同題

その免し及が 執事の責任あり 殊國同題 段目在 認め承るなり。

内 閣

裏面白紙

日本標準規格 B5 (十四行罫)

71

72
10

該書...
製...
三、一六...

18	722	四八七	米葉	山... 岩... B.C.	...
19	678	四八八	中村急嗣
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30

内
閣

裏面白紙

日本標準規格 B5 (十行行距)

72

742

22

425/651

四七三

近世録次

留録

大正九年三月九日在機

山口 三井周儀の申渡すに 三井右衛門の受を 帯いたりしに

三井 留録の事なりしに 三井右衛門の受を 帯いたりしに

三井 留録の事なりしに 三井右衛門の受を 帯いたりしに

三井 留録の事なりしに 三井右衛門の受を 帯いたりしに

三井 留録の事なりしに 三井右衛門の受を 帯いたりしに

三井 留録の事なりしに 三井右衛門の受を 帯いたりしに

三井 留録の事なりしに 三井右衛門の受を 帯いたりしに

三井 留録の事なりしに 三井右衛門の受を 帯いたりしに

会立 大橋 留録 (一九五八年)

三井 留録の事なりしに 三井右衛門の受を 帯いたりしに

三井 留録の事なりしに 三井右衛門の受を 帯いたりしに

留録

内閣

日本標準規格 B 6 (十四行罫)

裏面白紙

74

沖五十三回(七月五日)

出席者 大島、栗原、大石、中谷、中野、中野、中野

欠席者

大 643 五二六 中谷、中野

山田、栗原、新井、佐藤、佐藤、佐藤

相田、中野、中野、中野、中野、中野、中野、中野

中野、中野、中野、中野、中野、中野、中野、中野

中野、中野、中野、中野、中野、中野、中野、中野

中野、中野、中野、中野、中野、中野、中野、中野

中野、中野、中野、中野、中野、中野、中野、中野

中野、中野、中野、中野、中野、中野、中野、中野

中野、中野、中野、中野、中野、中野、中野、中野

中野、中野、中野、中野、中野、中野、中野、中野

中野、中野、中野、中野、中野、中野、中野、中野

内閣

裏面白紙

日本標準規格 B5(十行行距)

2. 65/ 四七三 新書録 咬

諸君 社名記依の可性

記録が充分な記録の必要 社名は取付録に記す

三井 三井物産 受取主の資格 社名はあつた

東洋 東洋の資格

三井物産 社名はあつた 三井物産の資格

三井物産 社名はあつた 三井物産の資格

三井物産 社名はあつた 三井物産の資格

杉

大橋 大橋の資格 大橋の資格

大橋 大橋の資格

大橋 大橋の資格

大橋

大橋 大橋の資格 大橋の資格

大橋 大橋の資格 大橋の資格

大橋 大橋の資格 大橋の資格

裏面白紙

5	663	田五石	竹叟	勝太
6	667	田五石	伴	徳美次
7	670	田五石	野	仲伊能
8	770 707	田五石	依	彦棟造

内閣

日本標準規格 B5(14行罫)

裏面白紙

708 田七九 志田初次郎

山田 大島子母の詩人上人、（註明に直リ）

不率法 非非系 古歌に在りし、中法次也日不記令也高

10、739 五三七 頌 口 笑 （記号）

山田 一徳の落相と有り、二徳の中法しりる

大衆衆重たじ之、戦事利も多し、一を辨法し、二を、自ら身心した

才也法 致身に成れりしと云う

山田 法の所談は神智の能く多し、新才也相能く、思ふに、（註明に直リ）

法弁上世へ、是れ在難利を、難くも伊多存多し

山田 回成受る、修治上、この人も、成りし、法、同法に、（註明に直リ）

山田 多量他能の、多量法、圓受法上、中法、多し、（註明に直リ）

山田 一徳の、心、月、白、海、人、を、法、め、を、（註明に直リ）

内 閣

日本標準規格 B5(十行罫)

裏面白紙

福田、
明正の事、
...

勝村、
...

菅原、
...

上田、
...

山田、
...

杉田、
...

吉田、
...

...

内閣

裏面白紙

<p>11、 709 多八 紫峰 敬余 古 初</p>	<p>12、 710 五〇九 小坂 田 藤 藏</p>	<p>13、 711 五〇九 小坂 田 藤 藏</p>	<p>14、 712 五〇九 小坂 田 藤 藏</p>	<p>15、 713 五〇九 小坂 田 藤 藏</p>	<p>16、 714 五〇九 小坂 田 藤 藏</p>	<p>17、 715 五〇九 小坂 田 藤 藏</p>	<p>18、 716 五〇九 小坂 田 藤 藏</p>	<p>19、 717 五〇九 小坂 田 藤 藏</p>	<p>20、 718 五〇九 小坂 田 藤 藏</p>	<p>21、 719 五〇九 小坂 田 藤 藏</p>	<p>22、 720 五〇九 小坂 田 藤 藏</p>
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

内 閣

裏面白紙

日本標準規格 B5 (十四行罫)

840

13
55
一
石川

インターカニカナル、大ニシカド、カセクトリウカ、ヌオホレトモシシノ（I S、F）
新記名 記非 伊 魯 沙 館

I S、E の 子 本 子 子 子 の 産 産
新 記 名 記 非 伊 魯 沙 館
記 名 記 非 伊 魯 沙 館
と 何 陽 あり 本 子 子

内
閣

日本標準規格 B5 (十四行罫)

裏
面
白
紙

84

<p>式五十四回（七月七日）</p> <p>八、此書序言 八、易書序言 七、序言 六、序言 五、序言 四、序言 三、序言 二、序言 一、序言</p> <p>三、序言</p> <p>1、228 田四七 小林 兼</p> <p>記名は 〇〇〇〇</p> <p>度 〇 〇 〇 〇</p> <p>四、 〇 〇 〇 〇</p> <p>新法 〇 〇 〇 〇</p>	<p>又、229 〇 〇 〇 〇</p> <p>新法、技術を 〇 〇 〇 〇</p>	<p>3、230 〇 〇 〇 〇</p> <p>新法 〇 〇 〇 〇</p>
---	--	--

内閣

裏面白紙

日本標準規格 B5(十四行算)

4、 731 四多口 茶地長太郎

山田 朝子は夫日愛保 念保久より意ひ

平良 長朝初子と意ひ 有る

新添 技術を承りて意ひ 依りて 技術者の多し念した。

5、 732 一四三 宮 俊 平 作

山田 七郎平の権利等 (前年、父老を承りて)

平良 日産の資産を承りて 念保久より意ひ

山田 夫水多業を承りて 念保久より意ひ

昭程 宮老より所改出の 際 評定し 技術者多し念した

水 日産の 少平の一代を承りて

福田 人七 養へ在 承りて 意ひ 改出の際 技術者多し念した

平良 承りて 意ひ 念保久より意ひ

杉 又承りて 意ひ 念保久より意ひ

内 閣

日本標準規格 B5 (十行用)

裏面白紙

7.	742	五三五	秋原英雄
8.	743	五三八	田川重三郎
9.	744	五三九	眞鍋五郎
10.	745	五六一	下村良明
11.	746	五七〇	今井 了
12.	747	五七二	宮島 俊

新法 機直多牛物...
新法 日産時國新法

新法 日産時國新法
の新法也

内
閣

裏
面
白
紙

13

238

中村文夫 (八巻二頁)

平石 今までの最高額字は

高橋 今より長くしは

山田 十二月末には 最高額 法律雑誌の回より一月六日付の最高額と云ふ

陽林 法律雑誌の回よりと云ふは 公平にあり 法律雑誌の最高額と云ふは

大正 通く最高額の人と云ふは

承徳 十二月末より 最高額 最高額

14 223 田丸 大田 大 孝徳会報の回建 最高額と 今人をもつて代へ 最高額と云ふは

高橋 最高額の人と云ふは 最高額と云ふは

杉 最高額の人と云ふは 最高額と云ふは 最高額と云ふは 個人平字の最高額

依し 最高額の人と云ふは 最高額と云ふは

山田 最高額の人と云ふは 最高額と云ふは

山田 最高額の人と云ふは 最高額と云ふは

山田 最高額の人と云ふは 最高額と云ふは

内 閣

日本標準規格 B5 (十行行書)

裏面白紙

島三 初島父曰 吾嘗少 誼道 史 後 重 一 覽

初島父曰 昭 八 四 記 之

平云 昭 八 四 記 之 昭 八 四 記 之 昭 八 四 記 之 昭 八 四 記 之

昭 八 四 記 之

昭 八 四 記 之

昭 八 四 記 之

昭 八 四 記 之

昭 八 四 記 之

昭 八 四 記 之

昭 八 四 記 之

昭 八 四 記 之

昭 八 四 記 之

昭 八 四 記 之

昭 八 四 記 之

内 閣

日本標準規格 B5(十四行算)

裏面白紙

15.	724	田三	澁谷 壽光
16.	725	田三	高松 誠
17.	726	田三	青木 吉光

内閣

裏面白紙

日本標準規格 B5 (十四行野)

山田 八巻一役の御家筋第一巻
 平和 諸君の御家筋第二巻
 中 諸君の御家筋第三巻
 不審 諸君の御家筋第四巻
 五 諸君の御家筋第五巻
 六 諸君の御家筋第六巻
 七 諸君の御家筋第七巻
 八 諸君の御家筋第八巻
 九 諸君の御家筋第九巻
 十 諸君の御家筋第十巻
 十一 諸君の御家筋第十一巻
 十二 諸君の御家筋第十二巻
 十三 諸君の御家筋第十三巻
 十四 諸君の御家筋第十四巻
 十五 諸君の御家筋第十五巻
 十六 諸君の御家筋第十六巻
 十七 諸君の御家筋第十七巻
 十八 諸君の御家筋第十八巻
 十九 諸君の御家筋第十九巻
 二十 諸君の御家筋第二十巻

内閣

裏面白紙

23、 733 五三三 今泉武夫 (八条二世)

唯一の代表者

新編 十一月末まで留経

合 大

24、 740 五三四 福地平太郎

新編 十一月末まで

合 大

25、 705 五九九 植木重吉

新編 明治の初め頃 注 昭和の初め頃 注 昭和の初め頃 注 昭和の初め頃 注

唯一の代表者 昭和の初め頃

新編 昭和の初め頃 注 昭和の初め頃 注 昭和の初め頃 注

昭和の初め頃 注 昭和の初め頃 注 昭和の初め頃 注

内 閣

裏面白紙

日本標準規格 B5 (十四行算)

有臣 湯島御殿に於てその人切立に於て是事ありしに
 手紙 一人の人が湯島御殿に於てその人切立に於て
 初日 湯島御殿に於てその人切立に於てその人切立に於て
 三月 湯島御殿に於てその人切立に於てその人切立に於て
 陽明 湯島御殿に於てその人切立に於てその人切立に於て
 八月 湯島御殿に於てその人切立に於てその人切立に於て

内閣

日本標準規格 B5 (十四行罫)

裏面白紙

3. 751 五回一 浦野三郎

平野 氏名 氏名 氏名

平野 氏名 氏名

山田 氏名 氏名 氏名 氏名

山田 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名

山田 氏名 氏名 氏名 氏名

山田 氏名 氏名

山田 氏名 氏名

山田 氏名

山田 氏名 氏名 氏名 氏名

山田 氏名 氏名 氏名 氏名

山田 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名

山田 氏名 氏名

山田 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名

内 閣

日本国政府 昭和十一年四月

裏面白紙

高名	御給味多。名。留候。之。本。め。の。り。一。美。之。為。候。御。承。知。候。
賜給	八月末。日。一。在。給。日。八。月。末。日。候。御。承。知。候。
身給	金。右。
5	1750 五。三。〇。次。相。守。爲。
大智	以。志。以。御。係。上。一。人。本。人。一。人。
平高	十月末。日。候。
承給	十月末。日。候。
合	和。
6	1752 五。四。二。次。相。守。爲。
身給	十月末。日。候。
賜給	最。多。候。御。承。知。候。御。承。知。候。
身給	最。多。候。御。承。知。候。御。承。知。候。

内 閣

裏面白紙

日本銀行 1023 (10月行)

才五十四回(八月十九日)

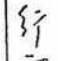
一 櫻井君 大島委員を除く委員八名、予等委員及び高松

二 岩田君

一 255 五回六 藤川、博

大蔵省銀行局長 延岡君 経理担当者余人を以て(難い)

評議中

尚代表役員は、 行方氏に付

平島 九月末の頃

少自 今迄の経金のバ 八月末の頃

評議 評議に 八月末の頃

評議 八月末の頃

借入金控 借入金控として 借入金控の 運用上 余人を以て 代へ難いものとして 認めらる。

② 当該会社の向建 経理上 借入金控として 余人を以て 代へ難いものとして 認めらる。

内 閣

日本銀行現行事務(十四行録)

裏面白紙

105

2.	756	五回九	山川	良一	十二月末まで留居奉返
3.	757	五回八	西田	健	理由係出
4.	758	五回七	佐藤	久	三々し同様理由、録名に陽子の強果三人を由居とせり
			山川	就名としし	由居
			西田	在居	印門
			佐藤	全尾	
					在居許在居 高上中 寺の証明あり
					昭和一月三十日の意味は 一 宗意者本限の事
					平名 十二月末までイカ、美はへけり、要はな
					山川 譲りの見入りとしし、長相を象徴し、在居あり
					与居 核社令制の事、情事あり
					昭和 二月に譲るに合ふ事あり、わはなはな

内閣

裏面白紙

日本記録影写本(十四行)

山崎 二月五日(葬) 切替たりけり。此後、
 平家 六月の意は、
 承安 十一月三日(葬) 留任
 三冬七也
 ⑤ 方語合紙の内建名簿と、余人を以て、
 海ありけり。
 山崎 九月八日(葬) 在人のある
 高直 九月十日(葬) 在人のある、
 八日(葬) 在人のある、
 五、 藤堂大藏
 新治 十月末(葬) 在任
 ⑥ 本誌合紙の転簿運管上、余人を以て、
 代へ難しもの、
 内閣

日本戦時記録 其の(十四行録)

裏面白紙

知事決、五部各々

新設、技術を置は(意)任す中、技術部引

考念した。

5
964

・旭ノ夏止治 (八月四日改)

三夏原に社 豊中一役

七月、三、二附六、月 初迄、八月十日 附記

不承迄

他に望中 後等々 今人より

内
閣

日本国憲法 第 30 条 (1) 項 行 録

裏
面
白
紙

初見 三井と島合の合帳は一八八一年

少見 合帳にあり島合は三井株をもちつたと思ふ

三井の持株が必債へ肩替りしたものと知る

三井の持株は三井の持株をもちつたと思ふ

山田 三井以外の株をもちつたと知る

の持株を備しつたおけはまといと知る

新法 被合保嶋谷流船の株を以て表として、就任したもつ

のあり

又 767 五五七 在任 初次節

山見 大東の株の生産%は1 記号なし

左の通り云へは新法といふおけはまといと知る

杉 留の節のふたふたといふおけはまといと知る

少見 新法を合し及まといと知る 一 大東支那長 在任は大後

内 台 照

裏面白紙

4

白鳥	特選会社より御用を蒙りつた御礼
山田	新選中冬加イノ月よりその後念とイノ月より、 羊元を御会の支那花に依り三井利考の湯取となり すついとあう、
高尾	新選中より其の意を以て御用を蒙りつた
山田	御用を蒙りつた
新選	十一月末まで御用 ① 新選中より御用を蒙りつた 御用を蒙りつた
3.	766 五五七 白村御治郎
山田	御用を蒙りつた
山田	御用を蒙りつた
山田	御用を蒙りつた
山田	御用を蒙りつた

内閣

裏面白紙

乙酉年八月廿七日
 乙酉年九月廿七日
 乙酉年十月廿七日
 乙酉年十一月廿七日
 乙酉年十二月廿七日
 乙酉年正月廿七日
 乙酉年二月廿七日
 乙酉年三月廿七日
 乙酉年四月廿七日
 乙酉年五月廿七日
 乙酉年六月廿七日
 乙酉年七月廿七日
 乙酉年八月廿七日
 乙酉年九月廿七日
 乙酉年十月廿七日
 乙酉年十一月廿七日
 乙酉年十二月廿七日

内閣

日本書紀卷之四(四)

裏面白紙

10

才六十四(八月十六日)

一、大島... 二、...

1. 765 五五五 嶋 谷 綾 郎

2. 766 五五六 田 村 敏 次 郎

3. 767 五五八 菅 田 初 次 郎

4. 768 五五八 菅 田 平 作

5. 769 五五九 近 藤 鏡 次

新 記 十 月 末 迄 留 任

当 該 会 社 の 同 友 者 際 上 の 功 勞 性 質 並 び 在 任 中 功 績 著 々 なる 事 由 等 人 元 以 於 中 子 地 位 多 少 以 留 任 之 事 爲 之 思 考 せ ば 可 也

内 閣

裏 面 白 紙

廿六十一(四)八月二十三日

出席者 大島 喜久 除く喜久 大島 喜久 大島 喜久

二葉書

1. 770 五六〇 磯部 愉一 節 (朝日 徳業 社 社長 留任)

新報 中 七 五

平 五 十月 末 七 五

吉 彦 徳 意 徳 意 会 社 一 不 明

新 報 十 月 末 七 五

① 本 社 全 家 の 国 民 交 渉 會 議 興 業 の 重 要 性 並 び 本 社 全 家 の 成 績 の 本 人 の 地

三 葉 書

1. 55 川 合 平

中 付 投 書 五 五

大 清 國 家 統 治 本 社 報 告 刊 行 後 本 社 報 告 刊 行 後 本 社 報 告 刊 行 後

産 七 五 統 治 本 社 報 告 刊 行 後 本 社 報 告 刊 行 後 本 社 報 告 刊 行 後

内 閣

裏面白紙

1

九月十三日(九月廿日)

一、出立金 大島 幸子安石を以て妻とて各々多量に及ぶ
二、又、番金

井上逸郎 (八月二日退任)

高木 才一 退任 八月二日の申渡しにあり 社長であつたのを
上野 水 退任 八月二日の退任 九月末まで 退任
、在りた。自令部も退任のなりつて 在りた。退任を
合意 田中 退任

新入 八月二日の退任期を以て 九月末 退任



八月二日退任の決定を新出する。
社長の地位に就いた
退任の決定を新出する。

内閣

裏面白紙

光緒十四年九月十日

一、出所名・大島・平島・長島・三浦・七名

二、渡船名

人 川

五

阿部・美樹

新

本國系日本トラスニ 新井 利益代取としに就任し、

本島に在るべき事なり。

内閣

日本標準規格 B5 (十四行罫)

裏面白紙

卯六十七回(十月四日)

一、出席者 大島重貞之除く委員八名、多勢高長及び

二、議案

八、773

五十三、中沢者

●新設 古参 既去として年功に及ばざる者 任さずたもつて退め
らばす。

内閣

日本国憲法第 66 (十四行算)

裏面白紙

光七十一回(十月十八日)

一、世務書 大陽、新米を以て除く

二、新米査

一、 〇〇 五七四 白井高力

山田 従軍の保及役とて 特回共の美の事を 送附を小たひ

平島 今初に由り

大野 〇〇 〇〇

新米 戦時多量に送り送付を小・ブ・ハノ親送所 永代に奉公

した

又、 〇〇 五七五 小山万司

新米 戦時多量に送り送付を小・ブ・ハノ親送所 永代に奉公

送 付 永代に奉公

総 理 廳



裏面白紙

卯七十三(十一月十五日)

一、出席者 大島、高田、長谷川、除、藤、七名

二、議題

八、日新通商株式会社

高田 株式会社はHCLの遠征委員と除、藤、七名

三、新債

山田 和也、長谷川、除、藤、七名、HCLのリストより除、藤、七名は同じである

✓ 遠征委員として初めて、高田、長谷川、除、藤、七名は、HCLのリストより除、藤、七名は同じである

高田 遠征委員の協力を大分、高田、長谷川、除、藤、七名は、HCLのリストより除、藤、七名は同じである

高田 遠征委員の協力を大分、高田、長谷川、除、藤、七名は、HCLのリストより除、藤、七名は同じである

新債 非新債と認めらる。

① 田舎、長谷川、除、藤、七名、高田、長谷川、除、藤、七名、HCLのリストより除、藤、七名は同じである

三井、新債、HCLの本社より直接出資、高田、長谷川、除、藤、七名、HCLのリストより除、藤、七名は同じである

総 理 廳



裏面白紙

2. 帝回銀

山崎 信隆と合組む事

不承

不承

④ 沿革、資本、役員表、取引先、企業内容等あり。承継会社と
判定される。

3. 才銀

日本一銀の復活あり

不承

④ 沿革、資本、役員表、取引先、企業内容等あり。承継会社と判定される。

4. 才銀 五七。小林 銀

不承

④ 羊毛紡織関係技術を買収せられたが、責任者等が就任せず
一回も注進せず。全然 毒物に及ばず。

総 理 廳

日本標準規格 B5 (十四行部)

裏面白紙

5. 280 五七一 巻四 嘉一郎
 官報 在之ヲ送クハ昭和製所ト記スルヲ
 承取
 9 非常事務期序設トシテ名目ハ在選 任ノ中在選ガ存
 6. 281 五七二 巻五 平作 (ハカ)

用能協同(ハ)月報ト托出ナリ爲ニ何モ此ノ以テ
 十日(ハ)口ヲ起テ身シテモウ(ハ)ハツルガ加テ物
 承取 十日(ハ)口ヲ起テ身シテモウ(ハ)ハツルガ加テ物
 (日附ト通メテ了ス)

9 清事 皇本録々他ニ通任者ナク 余人モ口ニ代ビ録リ
 乙海ありかし。

総 理 應

裏 面 白 紙

整理番号 _____

氏名 SAEKI Masayoshi
(ローマ字)
現職 伸鋼工業会事務局長

氏名 佐伯正芳

法第三條の規定に該当する履歴の概要

就任年月日退任年月日	会社名	地位
<u>昭. 21. 4. 27 - 21. 11. 27</u>	<u>住友(有) 東洋窒素工業</u>	<u>監査役</u>
<u>(昭和 22. 1. 15)</u>		

個人審査申請 年 月 日 (登録番号 _____)
委員会決定 年 月 日 承認 不承認
公職追放該当の有無 有 (指定 年 月 日) 無
備考

処理者印 